

船橋市地域リハビリテーション協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者及び障害のある人を含むあらゆる人々が、住み慣れた地域で生き生きと「自立」した生活を送れるよう、急性期から回復期、維持期・生活期まで適切なリハビリテーションが継続的に提供され、医療、保健、福祉、介護等生活にかかわる市民及び関係機関が協力し、包括的かつ一体的な支援が行える地域リハビリテーション体制を構築し、推進するために必要な事項を協議することを目的として、船橋市地域リハビリテーション協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 地域リハビリテーション体制の構築及び推進に当たって必要な事項
- (2) 地域リハビリテーションに携わる団体間で円滑な連携を図るために必要な事項
- (3) 地域リハビリテーションに関する普及・啓発に関する事項
- (4) その他地域リハビリテーションに関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、16人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる関係団体の推薦する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(災害補償)

第6条 協議会の委員に対する当該協議会に係る業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の例による。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康福祉局健康部健康政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

(書面開催)

第9条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年 5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表

(関係団体名)

船橋市保健医療福祉問題懇談会
船橋市医師会
船橋歯科医師会
船橋薬剤師会
千葉県理学療法士会
千葉県作業療法士会
船橋市介護支援専門員協議会
船橋市介護老人保健施設協会
船橋市老人福祉施設協議会
船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会
千葉県在宅サービス事業者協議会
船橋市立リハビリテーション病院指定管理者
船橋市リハビリセンター指定管理者
行政